

国民健康保険料には軽減措置があります

平成22年4月から、市町村が運営する国民健康保険制度において、

- 1 解雇などにより離職された方(雇用保険の特定受給資格者)
 - 2 雇い止めなどにより離職された方(雇用保険の特定理由離職者)
- の国民健康保険料(税)を軽減する制度がスタートしています!

軽減される
金額は?

国民健康保険料(税)は、前年の所得などにより算定されます。
軽減は、前年の給与所得をその 30/100 とみなして行います。

期間は
いつまで?

離職の翌日から翌年度末までの期間です。
※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。